

ID: 135

担当部署: 教育委員会 生涯学習課 文化振興係

処分の概要	利用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	名寄市民文化センター条例 第4条第1項		
例規番号	平成18年条例第107号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第4条 文化センターを利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、文化センターの管理運営上必要があるときは、その利用について条件を付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文、第5条及び名寄市暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用の制限) 第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化センターの利用を許可しないことができる。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 文化センターの施設、その附属設備及び備付物件を破損、汚損又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 文化センターの管理運営上支障があると認められるとき。 (4) その他教育委員会が適当でないとき。</p> <p>(公共施設の利用の不許可等) 第7条 市長、名寄市教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公共施設(市が設置し、又は管理する施設(附属施設を含む。)をいう。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の利用を許可しないものとする。 2 市長等は、既に公共施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると認めるときは、当該許可を取消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日